

当事者系再審査時におけるクレーム解釈
～明細書の記載に従い広く解釈された事例～
米国特許判例紹介(166)

2023年10月10日
執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

APPLE INC.,
Appellant
v
COREPHOTONICS, LTD.,
Appellee

1. 概要

当事者系再審査 (IPR: inter partes review) では、先行技術との対比にあたりクレーム文言の解釈が争点となることが多い。

本事件では広角カメラの視点 (a point of view : POV) の文言解釈が問題となった。先行技術は広角位置 POV のみを開示しているところ、審判部は、クレームの広角カメラ視点は広角位置 POV 及び広角遠近感 POV の双方を意味するから、自明ではないと判断した。

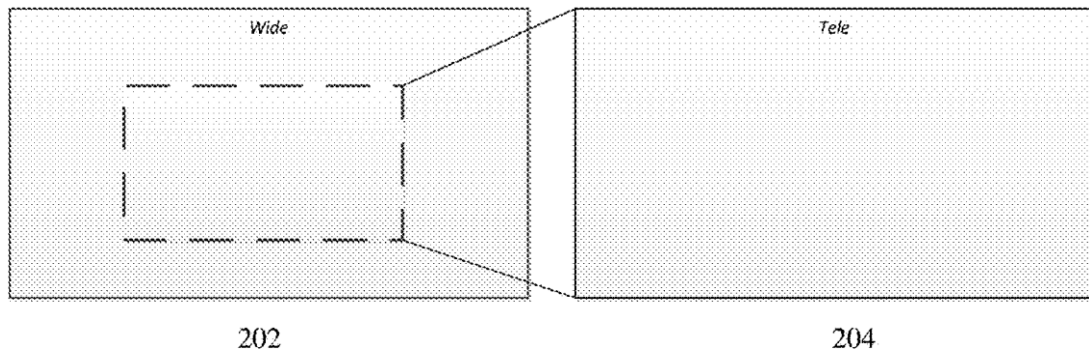
CAFC は、明細書の記載に基づけば、クレームの広角カメラ視点は、広角位置 POV または広角遠近感 POV のいずれかにしか解釈できないとして、審判部の決定を取り消す判決を下した。

2. 背景

(1)特許の内容

Corephotonics は、「ポートレート写真」の生成を対象とした米国特許第 US10,225,479 (以下 479 特許という) を所有している。479 特許は、広角レンズと望遠レンズで撮影した画像を組み合わせた融合静止画像を作成する「薄型 (たとえば、携帯電話に収まる) 二絞りズームデジタルカメラ」を開示している。

特許明細書では、結果として得られる融合画像では「被写体の背後にある物体が非常にぼやけている」と説明されている。479 特許では、下記図に示すように、広角画像の焦点が合っていないぼやけた背景からの情報を元の望遠画像に組み込むことによって融合画像が作成され、最終的に元の望遠画像よりも背景がぼやけ、被写界深度がさらに浅くなる。



争点となったクレーム1は以下のとおりである。

1. デュアルアパーチャデジタルカメラにおいて、
 - a) 広角レンズおよび広角画像センサを有する広角カメラを備え、広角カメラはそれぞれの視野 FOV_w を有し、物体またはシーンの広角画像を提供するように動作し、
 - b) 望遠レンズと望遠画像センサを備えた望遠カメラを備え、望遠カメラは、 FOV_w よりも狭いそれぞれの視野 FOV_t を有し、物体またはシーンの望遠画像を提供するように動作し、
 - e) 広角画像センサと望遠画像センサに動作可能に結合され、オートフォーカス機構を制御し、広角画像と望遠画像を処理して融合画像を作成するように構成されたカメラコントローラを備え、

望遠画像内の焦点が合っていない領域は広角画像と結合されず、融合画像が作成され、

カメラコントローラはさらに、望遠画像のピクセルを広角画像内の一致するピクセルにマッピングすることにより、広角カメラの視点 (a point of view : POV) を備えた融合画像を出力するように動作する。

(2) 訴訟の経緯

Apple は IPR を申し立て、Parulski を含む複数の先行技術文献を考慮すると 479 特許は自明であると主張した。Parulski は、「複数のレンズとイメージセンサを使用して画像処理能力を向上させたデジタルカメラ」を開示している。

IPR 手続きで、当事者は「広角カメラの視点 (POV) との融合画像“fused image with a point of view (POV) of the Wide camera.”」を限定するクレームの解釈について争った。具体的には、両当事者は「広角カメラの視点 (POV)」が何を要求するのかについて争った。両当事者は、自分たちの主張を裏付ける内的証拠 *intrinsic evidence* を挙げた。

Apple は、明細書の開示を考慮して、係争中のクレームの範囲は、融合画像が広角遠近感または広角位置 POV を保持すること、つまり、広角画像の形状 (遠近感 POV) または広角

画像の位置（位置 POV）を保持することのみを要求していると主張した。

一方、Corephotonics は、この明細書では「視点 point of view」が定義されており、争点となっている限定は、融合画像が広角遠近感と広角位置の POV の両方を保持する必要があることを意味していると主張した。

審判部は、明細書では、カメラの POV は、オブジェクトがそのカメラの画像面にどのように表示されるかに相当し、これには、オブジェクトの位置と遠近感の両方が含まれるとする Corephotonics に同意した。

この解釈に基づいて、審判部は Parulski が広角位置 POV の保持を開示しただけであり、したがって解釈される「広角カメラの視点 (POV)」を保持していないと認定した。審判部は、Parulski がこのクレームの限定を開示しておらず、Apple は異議を申し立てられたクレームが、特許性がないことを示していないと結論付けた。

Apple は決定を不服として CAFC に控訴した。

3. CAFC での争点

争点：広角カメラの視点をどのように解釈するか

4. CAFC の判断

結論：融合画像は広角位置 POV または広角遠近感 POV のいずれかである

Apple は控訴審で、審判部が IPR の書面による最終決定で「広角カメラの視点 (a point of view : POV) を備えた融合画像」というクレーム用語を不適切に解釈したと主張している。

問題は、融合画像が「広角カメラの視点 a point of view of the Wide camera」を有することを要求する争点のクレーム用語が、融合画像が広角位置 POV (Wide position POV) または広角遠近感 POV (Wide perspective POV) のみを保持しなければならないことを意味するのか、それとも融合画像が両方を保持しなければならないことを意味するのかということである。

争点となったクレームの部分は以下の通りである。

「カメラコントローラはさらに、望遠画像のピクセルを広角画像内の一致するピクセル

にマッピングすることにより、広角カメラの視点 (a point of view : POV) を備えた融合画像を出力するように動作する。」

このクレームは位置または遠近感については言及されていない。その代わりに、クレームでは、結果として得られる融合画像が「広角カメラの視点 (a point of view POV)」を保持すると、のみ述べており、それがどのような「視点 point of view」を指すのかは特定されていない。このクレームは、“the” point of view ではなく“a” point of view に言及しており、以下で説明するように、これは有益であると考えらる。

クレーム用語に続く文言は、融合画像が「望遠画像のピクセルを広角画像内の一致するピクセルにマッピングする」ことによって実現されることを明確にしている。しかし、この文言は視点の意味を明確に示していない。たとえば、望遠画像のどのピクセルまたは何ピクセルがマッピングされるかは指定されていないため、結果の画像が広角画像の遠近感、位置、またはその両方を保持しているかどうかは不明のままである。

CAFC は続いて明細書の記載を分析した。明細書には以下の記載がある。

「デュアルアパーチャカメラの画像面では、各サブカメラ（およびそれぞれの画像センサ）から見えるように、特定のオブジェクトがシフトされ、異なる遠近感（形状）を持つ。これは視点 (POV) と呼ばれる。システム出力画像は、いずれかのサブカメラ画像の形状および位置、または、それらの組み合わせの形状または位置を有することができる。

出力画像が広角画像形状を保持している場合、その画像には広角遠近感 POV が含まれる。出力画像が、広角カメラ位置を保持している場合は、その画像には広角位置 POV が含まれる。同じことが望遠画像の位置と遠近感にも当てはまる。

この明細書で使用されるように、遠近感 POV は広角または望遠サブカメラのものであるが、位置 POV は広角サブカメラと望遠サブカメラとの間で連続的にシフトする。融合画像では、広角画像ピクセル内の一致するピクセルセットに望遠画像ピクセルを登録することができ、その場合、出力画像は広角 POV を保持する。」

この明細書の最初の数文は、479 特許の「視点 point of view」が何を意味するかを熟考しているように見える。479 特許では、特定のオブジェクトの位置が移動され、異なる視点の形状になると説明した後、これが視点 point-of-view と呼ばれると説明されている。したがって、開示のこの部分は、特許権者が自ら辞書編集者となり、「視点」を物体の位置と遠近感の両方を含むものとして説明しようとする努力を示唆している。

この文章自体は、異議の申し立ての用語に対する Corephotronics と審判部の解釈を支持しているように見える。とはいえ、このクレームは、融合画像が「広角カメラの視点 the Wide camera's point of view」を保持することを要求しているわけではない。代わりに、融合画像は「広角カメラの視点 a point of view of the Wide camera」を保持する必要があると具体的に述べている。

上記に再現された明細書の全文を合理的に読み取ると、広角遠近感と広角位置は 2 つの異なるタイプの広角視点であるということになる。クレームの文言は、融合画像が「広角カメラの視点 a point of view of the Wide camera」、つまり、開示されたタイプの広角視点のうち 1 つだけを保持することのみを要求している。

この場合、発明者は明細書で広角位置、広角遠近感、望遠位置、及び、望遠遠近感といったさまざまなタイプの視点を記述することに苦労したが、意図的に「広角カメラの視点 a point of view of the Wide camera」のみをクレームすることとした。そしてクレーム、明細書、その他には、特許権者が自分たちの発明をより狭い範囲で請求するつもりだったという兆候はない。

実際、本明細書は、融合画像が混合視点を有する実施形態を開示している。上記の文章は、特定の実施形態では、結果として得られる融合画像の「遠近感 POV は広角または望遠のサブカメラのものであるが、位置 POV は広角と望遠のサブカメラ間で連続的にシフトする可能性がある」ことを説明している。

換言すれば、本明細書は、融合画像が広角または望遠遠近感 POV と、広角または望遠位置 POV の任意の組み合わせを有する実施形態を開示する。例えば、融合画像は、望遠遠近感 POV と広角位置 POV、あるいは広角遠近感 POV と望遠位置 POV を有することができる。

ここで、Corephotronics が提案する解釈（融合画像が広角遠近感 POV と広角位置 POV を有することを要求する）は、本明細書で開示されるさまざまな実施形態を除外することになる。クレームの文言も明細書も、このクレームの用語に関するクレーム解釈の厳密な事例を提示していない。総合的に文脈を考慮すると、内的証拠は、「広角カメラの視点 a point of view of the Wide camera」を保持する融合画像を要求するクレームの文言は、融合画像が広角遠近感視点または広角位置視点を保持することだけを要求しているが、両方が必要なわけではないことを裏付ける。

CAFC は最終的に、Apple が提案した解釈の方が内的証拠と一致していると結論付け、「広角カメラの視点と融合画像」の審判部の解釈を採用しなかった。

5. 結論

CAFC は、融合画像が広角遠近感視点及び広角位置視点の双方を有しているとした審判部の決定を取り消した。

6. コメント

クレームには広角カメラの視点 (a point of view : POV) と、「a」を用いて記載されており、この初出の文言がクレーム上でどのような意味を有するのか明確ではなかった。CAFC は明細書に記載の様々な視点について分析を行い、クレームの広角カメラ視点は、広角位置 POV または広角遠近感 POV のいずれかであると判断した。一般的にクレームは限定解釈されないよう広く記載しようと試みるが、今回の事件では逆に CAFC がクレームを広く解釈し、IPR 手続きに関し先行技術と差別化できなくなってしまう。

判決日 2023 年 9 月 11 日

以上